

再生利用個別指定の審査基準

(令和元年12月14日改正)

- 1 再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物（以下「対象産業廃棄物」という。）であること。ただし、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空き瓶類及び古繊維。）であるものを除く。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 3部（正本、副本、写し）そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年規則第9号。以下「細則」という。）第3条第1項第1号ハの規定に基づき、知事が定める規定を次のとおり定める。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第317号。以下「法」という。）第6条の2第6項
 - (2) 法第6条の2第7項
 - (3) 法第7条第1項、第6項、第13項及び第14項
 - (4) 法第7条の2第1項
 - (5) 法第7条の5
 - (6) 法第8条第1項
 - (7) 法第8条の3第1項
 - (8) 法第9条第1項
 - (9) 法第9条の5第1項
 - (10) 法第12条第1項、第5項及び第6項
 - (11) 法第12条の2第1項、第5項及び第6項
 - (12) 法第12条の3第1項から第6項まで、第9項及び第10項
 - (13) 法第12条の4第1項から第4項まで
 - (14) 法第12条の5第1項から第3項まで、第5項
 - (15) 法第14条第1項、第6項、第12項、第15項及び第16項
 - (16) 法第14条の2第1項
 - (17) 法第14条の3の3
 - (18) 法第14条の4第1項、第6項及び第12項、第15項から第17項まで
 - (19) 法第14条の5第1項
 - (20) 法第14条の7
 - (21) 法第15条第1項

- (22) 法第 15 条の 2 の 3 第 1 項
- (23) 法第 15 条の 2 の 6 第 1 項
- (24) 法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項
- (25) 法第 16 条
- (26) 法第 16 条の 2
- (27) 法第 16 条の 3
- (28) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 19 条
- (29) 条例第 20 条第 1 項

4 細則第 3 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、知事が定める基準を次のとおり定める。

- (1) 再生品は、日本産業規格その他これに準ずる規格に適合していること。ただし、これらの規格が定められていない再生品については、本文の規定にかかわらず、愛知県再生利用指針【1】1「再生品等の性状」（1（2）ア前段を除く。）に適合していること。
- (2) 4（1）ただし書の規定が適用される再生品のうち次表の左欄に掲げるものは、右欄に掲げる方法により使用するものであること。

左欄	右欄
地中にある空間を充填するための埋め戻し材	当該埋め戻し材が由来する鉱物（これと同一の種類のものを含む。）の採取地に戻して埋め戻す方法

- (3) 再生活用の過程において生じる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- (4) 再生活用の用に供する施設について、産業廃棄物処分業の審査基準 2（1）アに掲げる基準に適合するものであること。
- (5) 再生輸送の用に供する積替え又は保管の施設を有する場合は、構造に関して、産業廃棄物収集運搬業の審査基準 2（1）ア及びウに掲げる基準に適合するものであること。

5 細則第 3 条第 1 項各号に掲げる指定の基準について

- (1) 細則第 3 条第 1 項第 1 号ハの規定中、「違反し」とは、法若しくは条例に基づく不利益処分（省令第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を除き、法第 12 条の 6 第 1 項に基づく勧告を含む。）、又は法若しくは条例に係る行政指導（愛知県が書面により勧告したものに限る。）において、法又は条例の規定（3に定めるものに限る。）に違反したと認められたことをいうこと。
- (2) 細則第 3 条第 1 項第 2 号の規定中「再生輸送業者の能力」に係る省令第 10 条第 2 号イに掲げる基準、及び細則第 3 条第 1 項第 3 号の規定中「再生活用業者の能力」に係る省令第 10 条第 2 号イに掲げる基準は、産業廃棄物処分業の審査基準 2（2）に掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 細則第 3 条第 1 項第 2 号の規定中「再生輸送業者の能力」に係る省令第 10

条第2号ロに掲げる基準、及び細則第3条第1項第3号の規定中「再生活用業者の能力」に係る省令第10条第2号ロに掲げる基準は、産業廃棄物処分量の経理的基礎に関する審査基準に適合するものであること。

(4) 細則第3条第1項第4号の規定に基づき知事が定める基準である4(1)の規定中、「その他これに準ずる規格」とは、次に掲げる規格をいうものであること。

ア 日本産業標準調査会の定める標準仕様書

イ 日本産業標準調査会の定める標準報告書

ウ 公益財団法人日本環境協会の定めるエコマーク認定基準

エ 愛知県リサイクル資材評価制度実施要領第三条に定める基準

オ 上記に掲げるもののほか、国、地方公共団体その他の公の団体並びに公共的な活動を目的とする事業者団体の定める規格(法令に定められた物の性状に関する規格を含む。)